

# 「竹芝地区まちづくり協議会」規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は竹芝地区まちづくり協議会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、官民が連携し、景観や観光といった地域資源の活用や、防犯や防災、環境やエネルギーなどの地区課題への取り組みによって、地域の価値を高め、地域の交流を促し、竹芝地区の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(区域)

第3条 本会の対象区域は、「竹芝地区まちづくりガイドライン」(平成24年7月東京都都市整備局)に基づき、海岸一丁目地区を中心とした末尾図面記載の約28haの範囲を基本とする。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 竹芝地区の将来像の検討
- (2) 地区課題に関する協議、並びに関係機関との交渉
- (3) 地区活動に関する検討
- (4) 公共的な施設等の維持管理に関する検討
- (5) 関係機関、関係団体との連携
- (6) その他目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会員

(会員及び資格)

第5条 本会は正会員、特別会員、準会員で構成し、資格は次のとおりとする。

- (1) 正会員 竹芝地区における地権者並びに一棟テナントまたはそれらに準ずるもの、住民組織(町会、管理組合等)  
上記と関連して事業活動や地域活動を行う行政機関等
- (2) 特別会員 協議会の活動に賛同する行政機関等
- (3) 準会員 地区関係者(テナント、行政機関と連携する指定管理者等)

なお、正会員、特別会員、準会員のいずれについても、会の趣旨に賛同し、理事会において認められたものは、資格を得るものとする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、事前にその旨を理事会へ届け出なければならない。

- 2 会員が本会の目的に反する活動をし、本会の名誉を著しく損なったときは、会長はこれを退会させることができる。
- 3 会員並びにその親会社、子会社、関連会社、役員、従業員及び組合員が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業または団体、その他の反社会的勢力と関係があることが明らかになったときは、会長は、何らの催告を要せずして退会させることができる。

### 第3章 役員及び職員等

(役員及び定数)

第8条 本会に、次の役員を置く。

会長	1人
副会長	3人以内
理事	7人以内
監事	2人以内

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において、正会員の中から選出する。

- 2 会長及び副会長については、役員の間選とする。
- 3 会長、副会長、理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会務を執行する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、前任者がその職務を行うものとする。

(顧問)

第12条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、外部有識者等の中から、理事会の承認の下、会長が委嘱する。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 本会の事務局は、理事会で承認する外部団体に置くことができるものとする。
- 3 事務局は、事務局長及び事務局員を置く。
- 4 事務局長は、会長が任免する。

### 第4章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。但し、会長が必要と認めるとき、又は正会員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、臨時に総会を開催しなければならない。
- 3 総会は、この規約に規定するもののほか、本会の運営に関し重要事項を議決する。
- 4 総会における議決権は、正会員につき各1個とする。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長をもってあてる。

(総会の議事)

- 第18条 総会は、正会員の2分の1以上の出席で成立し、議決は出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。但し、やむを得ない理由のため出席できない正会員は、委任状の提出により出席したものとみなす。
- 2 前項にかかわらず、規約の制定または変更に関する総会の議決は、出席した正会員の3分の2以上をもって決する。

(理事会)

第19条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は毎年2回以上開催する。
- 3 理事会はこの規約に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項を議決する。

(理事会の招集)

第20条 理事会は、会長が招集する。

(理事会の議長)

第21条 理事会の議長は、会長をもってあてる。

(理事会の議事)

- 第22条 理事会は、会長、副会長、理事の2分の1以上の出席で成立し、議決は出席した会長、副会長、理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。但し、やむを得ない理由のため出席できない場合は、代理人を定めてその権限を委任することができる。

## 第5章 会計

(経費)

第23条 本会の運営、活動に関する資金は、会費、寄付金、関係団体等からの拠出金及び事業収益等の収入をもって充てる。

- 2 正会員、特別会員、準会員の会費については、理事会で決定し、別途定めるものとする。ただし、行政機関等については、会員種別に関わらず、別途協議し、理事会において承認を得るものとする。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 補足

(規約の改正)

第25条 この規約の改正は、理事会の議決を経た上で、第18条第2項の定めにより行う。

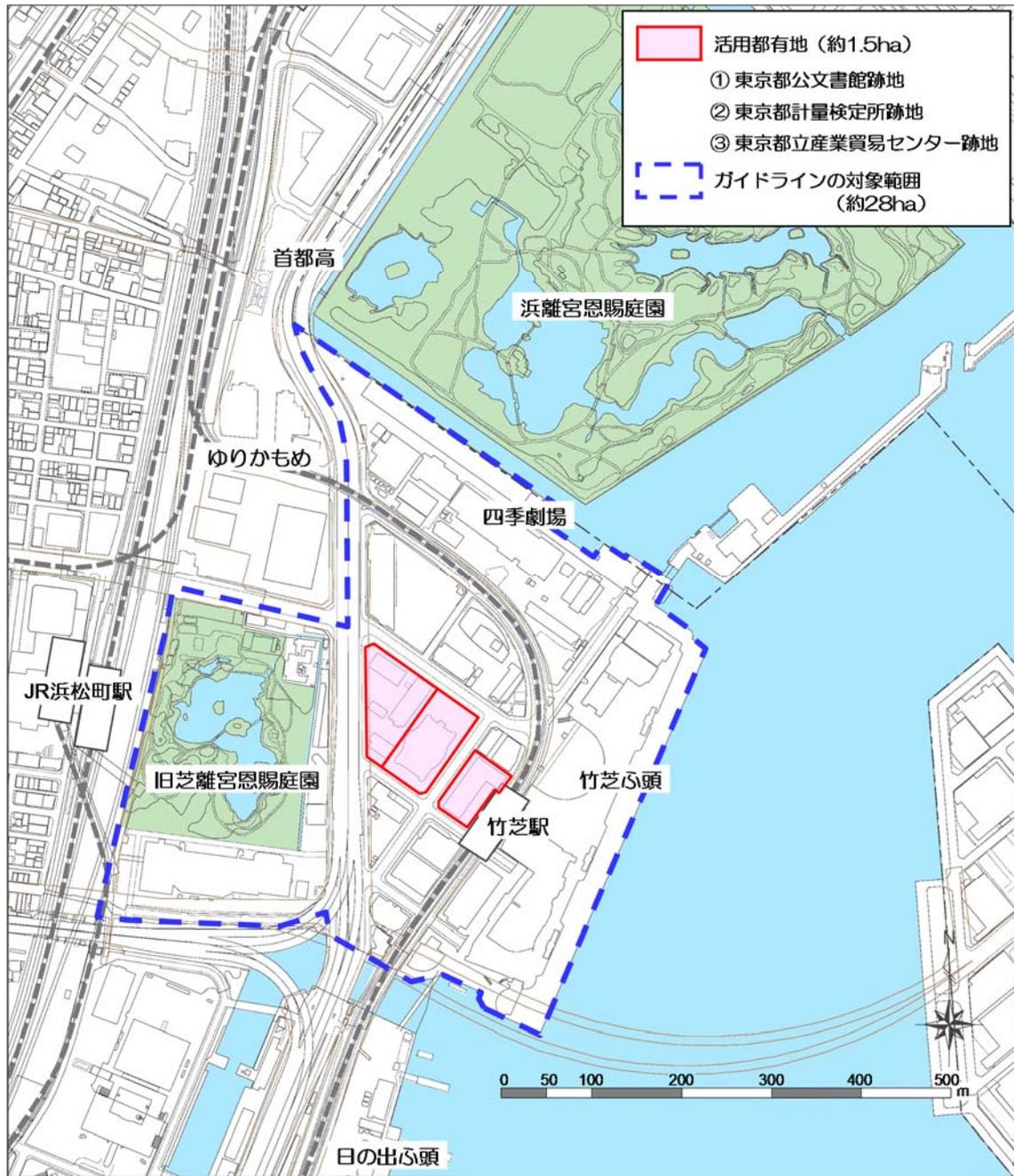
(委任)

第26条 この規約の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

## 付 則

- 1 この規約は、平成26年9月25日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員の任期は、第11条の規定にかかわらず、本会の設立の日から、平成28年3月31日までとする。
- 3 平成26年度の会計年度は、第24条の規定にかかわらず、本会の設立の日から、平成27年3月31日までとする。

(対象区域)



「平成 24 年 7 月竹芝地区まちづくりガイドライン(東京都都市整備局)」より抜粋